

明石市職員採用試験申込書(任期付短時間勤務職員)

受付		ふりがな		性別	試験区分	受験番号
		名前		1 福祉職 2 福祉職 (児童相談所の児童福祉司・児童心理司など)		
	生年月日	S・H (西暦)	年 月 日 (年)	年齢 歳 (2021年4月1日現在)		
現住所	〒	-	Tel () -	[自宅・携帯]	写真 縦4cm×横3cm 申し込み前6ヶ月以内に撮影のもの	
	(ふりがな)					
連絡先	〒	-	Tel () -	[自宅・携帯]		
	(ふりがな)					
	同上・その他()					
学歴	学校名	学部	学科	在学期間	修学年数等	
	中 学 校			自 年 月 日 至 年 月 日	3年	卒業
				自 年 月 日 至 年 月 日	年制	卒業 中退 卒業見込
				自 年 月 日 至 年 月 日	年制	卒業 中退 卒業見込
				自 年 月 日 至 年 月 日	年制	卒業 中退 卒業見込
職歴 (新↓旧)	勤務先 (最新のものを含め、新→旧の順でご記入ください。)	所在地	担当内容	在職期間		
				自 年 月 日 至 年 月 日		
				自 年 月 日 至 年 月 日		
				自 年 月 日 至 年 月 日		
				自 年 月 日 至 年 月 日		
資格免許	名 称			取得年月日		
	普通自動車運転免許			有 ・ 無 年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
身体障害	有 ・ 無 _____ 種 級 部位()					

受験番号

		受験番号	
自己PR			
志望動機			
今までで、 一番力を 入れて 取り組んで きたこと			
長 所		短 所	
採用後、やって みたい仕事			
	複数記入可		
使用できる パソコンソフト	ワード・エクセル（使用可能なものに○印） その他（ ）		
勤務可能な日	月・火・水・木・金・土・日（勤務可能な曜日全てに○印）		
本書の記載内容に相違ありません。			
年 月 日		名 前	

※ 申込書記入にあたっての注意事項

1. 黒のボールペンで記入してください。（消せるボールペン不可。）
2. HPから印刷するときは、片面印刷してください。
3. 受付、受験番号の欄以外、該当のある欄は全て記入してください。
4. 試験区分は該当するものを○で囲んでください。
5. 外国籍の人は、在留資格が記載されている書類の写しを提出してください。
6. 「職歴」欄は、最新の勤務先から順に記入してください。

2020年度実施明石市職員採用試験

受験番号通知票

明石市 総務局 職員室

ふりがな	
名前	

試験区分
1. 福祉職
2. 福祉職 (児童相談所の児童福祉司・児童心理司など)

受験番号

《記入上の注意》

- (1) 受験番号は記入不要です。
- (2) 試験区分欄の該当職種に○を付けてください。

任用資格確認票（児童福祉司）

児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格について、以下のとおり該当することを申し出ます。

児童福祉司任用資格に該当する項目番号	
上記項目番号で、7及び8-6から8-13を選択している方については、厚生労働大臣が定める講習会等について右欄でお答えください。	講習会等の受講 修了・未修了 (いずれかに○を記入)

※別紙1「任用資格該当一覧」に記載する項目番号を記入してください。

※複数ある場合は、すべて記入してください。

※該当する項目番号がない場合は、「該当なし」と記入してください。

年 月 日

名 前

児童福祉司の任用資格について

項目番号	内 容
1	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設（以下「指定施設」という。別紙2「児童福祉司任用資格確認票にかかる厚生労働大臣の定める施設」参照）において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3	医師
4	社会福祉士
5	精神保健福祉士
6	公認心理師
7	社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
8-1	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
8-2	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
8-3	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
8-4	社会福祉士となる資格を有する者（上記「4」に該当する者を除く）
8-5	精神保健福祉士となる資格を有する者（上記「5」に該当する者を除く）
8-6	保健師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める指定講習会（6-7～6-10、6-13において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
8-7	助産師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
8-8	看護師であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
8-9	保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定

講習会の課程を修了したもの

- 8-10 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において1年以上（同法に規定する2種免許状を有する者にあつては2年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 8-11 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- ・ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ・ 児童相談所の所員として勤務した期間
- 8-12 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（6-11に規定する者を除く。）であつて、6-11に規定する講習会の課程を修了したもの
- 8-13 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員であつて、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

(別紙2) 児童福祉司任用資格確認票にかかる厚生労働大臣の定める施設

- 1 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設
 - ・地域保健法の規定により設置される保健所
 - ・児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
 - ・医療法に規定する病院及び診療所
 - ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
 - ・生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
 - ・社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
 - ・売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
 - ・知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
 - ・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
 - ・介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
 - ・前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

- 2 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設（「1」に掲げる施設を除く。）
 - ・精神科病院
 - ・市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）
 - ・地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
 - ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
 - ・医療法に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
 - ・生活保護法に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

- ・社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- ・前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

3 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

- ・児童福祉法に規定する乳児院および保育所